

おれんじ 指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 石田内科
- (2) 法人所在地 広島市西区己斐上2丁目11番3号
- (3) 電話番号 082-272-2121
- (4) 代表者氏名 理事長 石田 實

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
平成 25年10月 1日指定
広島市 3470210521号

(2) 事業の目的

居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

- (3) 事業所の名称 おれんじ居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 広島市西区己斐上2丁目11番3号
- (5) 電話番号 082-208-2132
- (6) 管理者 氏名 岩田 美香
- (7) 当事業所の運営方針

可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。

事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

- (8) 開設年月 平成 25年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 広島市西区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜（お盆、年末年始を除く）。
受付時間	月曜～金曜 8:30～17:30 土日・祝日、緊急時は携帯電話で担当者への連絡ができます。

4. 職員の体制

おれんじ居宅介護支援事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況]※職員の配置については、指定基準を遵守しています。]

- | | |
|------------|----------------|
| 1. 管理者 | 1名（介護支援専門員と兼務） |
| 2. 介護支援専門員 | 5名 |

5. おれんじ居宅介護支援事業所が提供するサービスと利用料金

(契約書第3～6条、第8条参照)

おれんじ居宅介護支援事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

おれんじ居宅介護支援事業所が提供するサービスについて通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な福祉サービス、保健医療サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅介護サービスの作成の流れ>

- ① おれんじ居宅介護支援事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料金等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、またはおれんじ居宅介護支援事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、おれんじ居宅介護支援事業所とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

(1) 居宅介護支援費

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、おれんじ居宅介護支援事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、おれんじ居宅介護支援事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護保険法に定められる居宅介護支援費（10割）をお支払いいただく必要があります。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域（西区）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
もみじ銀行 己斐支店 普通預金 1 5 6 6 0 4 0
ゆうちょ銀行
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

前記(2)の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① おれんじ居宅介護支援事業所からの介護支援専門員の交替

おれんじ居宅介護支援事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、おれんじ居宅介護支援事業所に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

③ 交替する支援専門員がない場合

おれんじ居宅介護支援事業所に、支援専門員が一名しか所属していない等の理由によって、交替することが可能な介護支援専門員がない場合は、適切な他居宅介護支援事業所等の紹介を行います。

7. 人権の擁護および虐待の防止について（契約書第12条参照）

おれんじ居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為に次の措置を講じます。

- (1) 人権擁護、および虐待の防止に関する体制の整備
- (2) 人権擁護、および虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 人権擁護、および虐待を防止するための制度（成年後見等）の活用、利用支援

おれんじ居宅介護支援事業所は、利用者に対する虐待を発見した場合には、市町村へ速やかに通報するなど虐待問題解決への迅速かつ適切な対応に努めます。

8. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

① 苦情解決責任者

在宅介護部長 中根 正博

② 苦情受付

苦情受付担当者 管理者 岩田 美香 連絡先 082-208-2132

③ 苦情解決の方法

当事業所における苦情やご相談は苦情受付担当者が随時受け付けます。

受付した苦情は苦情解決責任者が苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。

本事業者で解決できない苦情は広島県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

広島市・西区役所 福祉課 高齢介護保険係	所在地 広島市西区福島町二丁目 24 番 1 号 電話番号 082-294-6585・F A X082-233-9621 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 082-554-0783・F A X082-511-9126 受付時間 8：30～17：30
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町 12 番 2 号 電話番号 082-254-3411・F A X082-256-2228 受付時間 8：30～17：00
広島市介護保険課 事業者指導係	所在地 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話番号 082-504-2183・F A X 082-504-2136 受付時間 8：30～17：00

9. 事故発生時の対応について

（1）当事業者が行う居宅介護支援サービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応等必要な措置 を講じた上で、速やかに市町村・契約者・家族等に連絡します。

（2） 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

（3） 事業者は、契約者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等 に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

10. 公平中立なケアマネジメントの実施に向けて

おれんじ居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援サービスの提供の開始にあたり、公平中立なサービスの提供と、医療機関との円滑な連携を促進します。その為下記の内容について説明します。

1. 居宅サービス計画は利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
2. 利用申し込みに際して、利用者は介護サービスだけでなく、居宅介護支援事業者についても自由に選択する事が出来ます。
3. 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
4. 具体的な内容を利用申込者又はその家族に説明するに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を頂きます。
5. 利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにつながります。
6. その為、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。

11. 当事業所における所定事業の法人等の利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

おれんじ居宅介護支援事業所
説明者職名 介護支援専門員 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいておれんじ居宅介護支援事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 広島市西区己斐

氏名 ⑩

代理人 住所

氏名

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

居宅介護支援につきましては、10割が保険より給付されるため、負担いただく金額はありません。(注1)

地域区分単価 10.70 (5級地)

サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位	費用総額	給付額	利用者負担
居宅支援Ⅰ 1	要介護1・2	1,086	1月につき	11,620	11,620	0
居宅支援Ⅰ 2	要介護3・4・5	1,411	1月につき	15,097	15,097	0
居宅支援特定事業所加算Ⅱ	加算要件を満たす場合に算定	421	1月につき	4,504	4,504	0
居宅支援初回加算	初回加算	300	1月につき	3,210	3,210	0
居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	月1回限度	2,675	2,675	0
居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ	入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	月1回限度	2,140	2,140	0
居宅支援退院・退所加算Ⅰ 1	退院・退所加算Ⅰイ	450	入院・又は入所 期間中につき 1回を限度に 算定	4,815	4,815	0
居宅支援退院・退所加算Ⅰ 2	退院・退所加算Ⅰロ	600		6,420	6,420	0
居宅支援退院・退所加算Ⅱ 1	退院・退所加算Ⅱイ	600		6,420	6,420	0
居宅支援退院・退所加算Ⅱ 2	退院・退所加算Ⅱロ	750		8,025	8,025	0
居宅支援退院・退所加算Ⅲ	退院・退所加算Ⅲ	900		9,630	9,630	0
通院時情報連携加算	通院時情報連携加算	50	1月につき	535	535	0
ターミナルケアマネジメント加算	ターミナルケアマネジメント加算	400	1月につき	4,280	4,280	0
居宅支援緊急時等カンファレンス加算	緊急時等居宅カンファレンス加算	200	月2回限度	2,140	2,140	0

(注1) 介護保険料を一年以上滞納したことにより、支払方法変更の給付制限措置を受けている場合には、居宅介護支援費を全額(10割分)お支払いいただく必要があります。こちらの発行する「領収書」と「指定居宅介護支援提供証明書」役所へ提出していただき、償還払いで保険から給付を受けることとなります。

令和6年4月1日改定

重要事項説明書（別紙）

10. 当事業所における所定事業の法人等の利用状況（算定期間 令和 5年 9月 ～ 令和 6年 2月）

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

- ・訪問介護 39.8%
- ・通所介護 41.4%
- ・地域密着型通所介護 37.8%
- ・福祉用具貸与 69.2%

2. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションおれんじ 32%	ヘルパーステーションゆず西 13%	土谷ヘルパーステーション出汐 4.4%
通所介護	ここからキャンパス 18.9%	デイサービスセンターここから己斐 16.4%	デイサービスセンター三滝苑 14.3%
地域密着型通所介護	デイサービスおれんじ 50.1%	おれんじ己斐上てらす 42.3%	わくわくハウス己斐 7%
福祉用具貸与	ハートライフ福祉用具事業部 26.1%	日本基準寝具エコール 22.3%	福祉スタジオ 18%